

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、一定の障がいがある場合、本人または常時介護する方が使用する車にかかる税金が減免されます。

◆対象

本人が運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が車を所有し、本人が運転すること。</li> <li>・次の基準表に該当していること。</li> </ul>
家族（生計同一者）が運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者本人（知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい児の場合は生計同一者）が所有する車であること。</li> <li>・障がい者の通学、通所、通勤、通院、生業のための使用が継続して週3日以上であること。</li> <li>・障がい者本人が下記の基準表に該当していること。</li> </ul>
常時介護者が運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者のみで構成される世帯の障がい者であること。</li> <li>・障がい者本人が所有する車であること。</li> <li>・障がい者の通学、通所、通勤、通院、生業のための使用が少なくとも継続して週3日以上であること。</li> <li>・障がい者本人が基準表に該当していること。</li> </ul>

\*本人以外が運転する車の場合は、学校、病院、施設等の通学（所）証明書、世帯全員の住民票、障害者手帳の写し、その他の証明書等の提出を求める場合があります。

\*減免を受けられる自動車は1台のみで、自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)の減免を重複して受けることはできません。

◆基準表

障がい種類	身体障がい者		知的障がい者	精神障がい者
	本人が所有し運転する場合	生計同一者または常時介護者が運転する場合	本人が運転する場合または生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合	
視覚	1級～4級	1級～4級	A判定	1級
聴覚	2級・3級	2級・3級		
平衡機能	3級	3級		
音声機能	3級（咽頭摘出による場合のみ）	—		
上肢	1級・2級	1級・2級		
下肢	1級～6級	1級～3級		
体幹	1級～3級、5級	1級～3級		
移動機能	1級～6級	1級～3級		
内部機能	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
免疫機能	1級～4級	1級～4級		
肝臓機能	1級～4級	1級～4級		